

災害廃棄物処理計画策定に伴う広域連携会議開催報告

1 災害廃棄物処理計画について

(1) 国の動向

① 災害廃棄物対策指針 (H26.3)

- ・ 災害廃棄物処理計画を作成するに際し、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理するための指針。

② 災害関係業務事務処理マニュアル (H26.6)

- ・ 災害等廃棄物処理事業費及び廃棄物処理施設災害復旧事業費の申請方法を査定にあたってのノウハウ等を紹介するために作成したマニュアル。

③ 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針 (H27.11)

- ・ 大規模災害時において、災害廃棄物処理に関わる関係者が担うべき役割や責務を明確化し、関係者による連携・協力体制を構築し、オールジャパンでの対応の実現させるための指針。

④ 国土強靱化アクションプラン2016 (H28.5.24)

- ・ 国土強靱化基本法 (H25.12.11) に基づく国土強靱化基本計画 (H26.6.3) で取り組むべき具体的な個別施策を実行するために作成したプラン。

⑤ 循環型社会形成推進交付金

- ・ 廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的に設立された交付金。

(2) 東京都の動向

① 東京都廃棄物処理計画 (H28.3)

- ・ 都の廃棄物・リサイクル施策の基本的方向を定めるもので、計画期間は2016年度から2020年度までの5年間。

② 東京都災害廃棄物処理計画 (中間まとめ) 策定。

- ・ 国の「災害廃棄物対策指針 (H26.3)」や「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」(H27.11)を踏まえ、東京都地域防災計画と整合を図り、災害に伴い発生した廃棄物の処理に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法などの基本的事項をまとめたもの。平成29年度中には策定される予定。

(3) 多摩地域の動向

多摩地域の策定状況は以下のとおり。

- ・ 日の出町 ※日の出町地域防災計画の一部として策定 平成25年度

- ・ 調布市災害廃棄物処理マニュアル 平成26年 3月

平成20年3月に策定した「調布市災害廃棄物処理計画」及び「調布市災害廃棄物処理行動計画」を統合。小平市における地域防災計画と同等に調布市役所組織全体の役割分担や発災後の災害廃棄物処理のスケジュールについても記載。

- ・ 立川市災害廃棄物処理計画 平成27年12月

- ・ 八王子市災害廃棄物処理計画 平成28年 3月

中核市として、自市の処理はもちろん、近隣市との支援体制について重点。

(4) 関東地域ブロックにおける災害廃棄物処理計画作成モデル事業

- ・ 国の支援スケジュール

平成29年 6月末 コンサルタント決定。

平成29年 7月～8月 支援決定団体にヒアリング

平成29年 8月～9月 国の方で支援計画を作成。

平成29年 9月～ 支援開始。

・広域連携会議の開催スケジュール

平成29年 8月	災害廃棄物処理計画の素案について。
平成29年 9月	災害廃棄物処理計画 素案の策定。
平成29年10月	パブリックコメントの実施。
平成29年12月	パブリックコメントの実施結果について。
平成30年 3月	災害廃棄物処理計画の策定。

2 小平・村山・大和衛生組合の施設更新にかかる循環型社会形成推進交付金について

○説明 小平・村山・大和衛生組合業務課 利光課長

平成37年度に稼働できるように施設更新を計画。200億円前後はかかる工事。財源として循環型社会形成推進交付金を申請する予定。この交付金は焼却施設等の施設整備に対し交付。通常の交付率は、交付対象経費の1/3。但し、高効率ごみ発電施設等の先進的な施設設備については1/2。1/2の交付要件には、災害廃棄物の受け入れに必要な設備の整備、地域における災害廃棄物処理計画の策定などがある。

1/2が適用されるのは、発電設備などの高効率エネルギー回収に必要な設備や災害対策設備など、ごく一部の工事費。

災害廃棄物処理計画の策定については、一部事務組合で共同で中間処理をしている場合、構成する市町村がそれぞれ計画を策定。但し、3市全てがすぐに計画を策定することは困難であるため、当該施設が所在する小平市が今年度策定し、他の2市はその後速やかに策定。

3 構成市、組合の取組状況

○小平・村山・大和衛生組合 策定予定なし

○東大和市 平成29年度中に素案を策定予定（一般廃棄物処理計画の改定と同時）

○武蔵村山市 平成30年度に策定予定。

○小平市 コンサルタント業者が決まったばかりで、これから策定開始。

4 広域連携について

○想定される連携内容

(1) 仮置き場の共有

・大規模災害が発災しても、自治体間の被害は異なると想定される。被害の少なかった自治体で仮置き場を設置し、他自治体の災害廃棄物を受け入れること。

(2) 2次仮置き場の共有

・大規模災害発災後、被害の大きかった自治体の災害廃棄物の（1次）仮置き場から、特定の災害廃棄物を抜き出し、他自治体で設置された2次仮置き場で受け入れること。

また、特定の災害廃棄物を中間処理（破砕、分別等）するために設置すること。（自市内もしくは他市）その場合、他市の災害廃棄物を受け入れること。

(3) 災害廃棄物に含まれる資源及び処理困難物の共同委託処理

・大規模災害発災後、仮置き場に保管した資源物や処理困難物を、3市1組合が共同して処理を委託すること。